# 列

と思われる海外の事例を紹介する。 の日本の家族支援施策にとって、参考になる ここでは、 先に示した提言に関連し、 今後

# 介護にかかわる支援施策

# ●−スウェーデン型福祉社会の理念

デンでは、様々なライフステージの要求に対 の実現をめざしている。 員全員が安心して豊かに暮らしていける社会 された国の一つにスウェーデンがある。スウェー 応する社会的サービスを提供し、 社会制度的支援システムが、早くから構築 社会の構成

祉)が基本となっている。 るGeneral Welfare(すべての人のための福 ではなく、社会の構成員全員を対象とする 「平等性」、「普遍性」に特質がある。いわゆ 福祉に関しても、一部の人を対象とするの

て大きなものになっており、 供するために、 三二・三%がパブリック・セクターで雇用さ そして、均一で質の高い福祉サービスを提 パブリック・ 現在、 セクターが極め 就業者の

るために、

スウェーデンでは、社会的入院を減少させ

一九九二年から実施されているエー

ル改革の中で、これまで入院費が一方的に

(ランドスティング) の負担となっていた

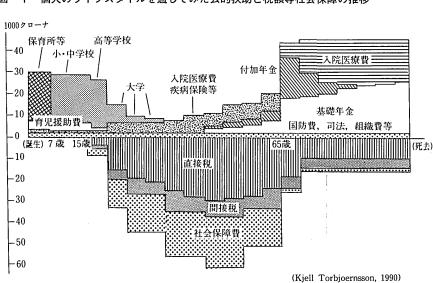
県

れているという。

税金の種類と平均概算額を表わしたものであ を払っても、生涯を通して確実に回収できる までに、受け取る公的なサポートと、 交換価値となっており、このことが重い税金 いう信頼感を与えている。 図 – 1は、 納めた税金は、そのまま社会サービスの 一人の人間が誕生から死に至る

継続して行ってきた成果であるといえる。 をより大きなものにする社会的資本の蓄積を、 円ではできない社会的サービスの仕組みをつ れば、大きな資本となって、ばらばらの十万 ⑦社会的入院を減らすエーデル改革 の国民が共有している。これは、国民の便益 くることができる。このような納税観を多く しかし、全員が十万円ずつ税金を納め蓄積す も、それだけではできることは限られている。 国民一人ひとりが十万円ずつ所有していて

#### 個人のライフスタイルを通してみた公的扶助と税額等社会保障の推移 図-1



「スウェーデンの社会」岡津憲芙・奥島孝康編

3-家族総合支援施策 2-育児にかかわる支援施策 1 – 介護にかかわる支援施策

仕組みを導入している。 仕組みを改め、市(コミューン)が負担する

のである。 終わった」と宣言してから五日間は県が入院 五百クローナ(約七千円)を支払うというも 費を支払うが、それ以降は、市が一日につき んどの病院が県立)が「この高齢者の治療は これは、県の医師(スウェーデンではほと

市が財政的に得をするシステムが機能し、社 ナ支払うより、そのお金を在宅ケアや老人ホー 会的入院も大幅に減少した。 る。このようにして、福祉に懸命に取り組む ムなどの福祉の充実に費やす方が効果的にな この仕組みによると、市は一日五百クロー

# ①施設の地域分散化のための取り組み

年間の適正価格で買収できるようになってい 出た場合、市が優先的に買収交渉し、過去十 買収権があるため、中心街の不動産が売りに スウェーデンでは市による不動産優先交渉・

をつくるのではなく、ごく自然な生活空間を 可能になる。高齢者だけを隔離した生活空間 的な配慮といえよう。 実現するノーマライゼーションに向けた国家 これにより、中心街への福祉施設の整備も

# の施設の住宅化のための取り組み

きの住宅スタイルのものが増え、「モダン老 ができるトイレ、シャワー、ミニキッチン付 期高齢者数の急増に伴い、老人ホームの建設 ラッシュを迎えている。個室で車いすの利用 人ホーム」と呼ばれている。 一九九〇年代以降、スウェーデンでは、後

既存施設でも「ホームライク・モデル」へ

は、「在宅福祉」に分類される。 ンでは、このような住宅に近い施設でのケア の転換が盛んに推進されている。スウェーデ

られているため、転換に苦慮している場合が 多いという。 ているが、もともと大規模な施設として建て ムライク・モデル」への転換は随時進められ また、既存の高齢者向け医療施設でも「ホー

### ①家族ヘルパー制度

遇が得られる。 制度」がある。介護労働を行った時間に応じ きっきりで介護をする場合には、その家族を て、公務員のヘルパーと同じだけの給料や待 ヘルパーとして自治体が雇う「家族ヘルパー スウェーデンでは、家族が仕事を辞めて付

### ❷−オーストラリアの老人ケア・アセス メントチームの導入

構成されている。 ディネーター、事務、オペレーターなどから が結成されている。このチームは老年科医 中心として、老人ケア・アセスメントチーム ルワーカー、理学療法士、作業療法士、コー (チームリーダー)、地域保健看護婦、ソーシャ オーストラリアでは、各地域の基幹病院を

なった。 助金の不公平を是正することができるように 身体的依存度の違いから生じる、施設間の補 できない。(入所ができないと判断された場 合は、在宅でケアを受ける措置がなされる。) 公的な財源援助を受けている施設への入所が このチームのアセスメントを受けないと、 これにより、ベッド数の調整や、入所者の

同時に「入所者一人につきいくら」という

専門集団の存在は、施設の連携や需給のバラ 地域内のサービス資源の所在を鳥瞰できる

#### 2 育児にかかわる支援施策

# ❶−スウェーデンの育児支援施策

に設定されていることである。 きることをめざし、様々なサービスが体系的 産・育児に際して、両親が仕事との両立がで スウェーデンの育児支援施策の特徴は、 出

# ⑦育児保障(両親保険)制度

という理念があり、育児休暇給付を受けるの 母親と父親とで分かち合われるべきである」 以降に生まれた子供に対して、親は四百五十 間の育児休暇給付を受け取ることができる。 一九九二年現在では、一九八八年十月一日 「両親保険」制度の背後には、「子育ては

の通常収入の約九〇%、残りの九十日間は、 日につき定額六十クローナ(約八百円)で 所得の保障は、最初の三百六十日間は、 親

親が七三・九%となっている。

育児休暇をとったのは父親が二六・一%、母 は男女のどちらでもよい。一九九〇年では、

料の負担を賄う程度にすぎない)がなされる ようやく二五%の育児所得保障 (社会保険 になった。この方式の採用により、限られた 重度であるほど多く補助金を受けられるよう 依存度に応じた職員の配置基準が導入され、 方式の補助金の給付を改め、入所者の身体的

財源やサービス資源を適正配分できる。 ンスをはかるうえで有効といえよう。

隔たりがある。 ようになる日本の育児休業制度とは、 大きな

### ⑦労働時間選択・短縮制度

所に子供を迎えにいくこともできるし、病気・ 働時間の四分の一を短縮することができる 間選択・短縮の制度が法律で保障されている。 のときには子供を病院に連れていくこともで 時間帯の設定もかなり自由が認められている。 (ただし、給料はカットされる)。また、その への送迎などの問題に対処するため、 そのため、早めに仕事を切り上げて、保育 幼児を持つ両親は(どちらかが)通常の労 育児と就業を両立していく過程で、 、労働時 保育所

支援システムを構築してきた。

が交替で育児にあたることができる。 短時間労働への切り替えが可能なので、 が出てくるが、スウェーデンでは、育児期に 長保育、夜間保育に頼らざるを得ないケース 日本では、慢性的な長時間労働により、延

#### **砂児童看護休暇制度**

は子供)看護休暇制度が適用される。 幼児が病気になった場合には、児童 (また

年間最高六十日間の児童看護一時親保険が支 る (一九九一年現在)。 給される。所得の保障は、 入の八○%、残りの日数は九○%となってい 子供が十二歳になるまで、子供一人当たり 最初の十四日は収

には、親保険が支給される。 や監督が必要な場合(医師の証明書が必要) るが、十三~十六歳の子供でも、 暇手当が支払われる。原則は十二歳までであ **〜十二歳の子供一人につき、年間二日間の休** さらに、保育園や学校訪問に際しては、四 特別な看護

幼稚園に相当するものである。

もので、対象は四~六歳児、ちょうど日本の

#### ①児童手当

現在、児童手当は、子供一人に対して年間九 受け取る。十六~二十歳の子供が勉学を続け ある」との合意のうえで、子育てへの社会的 人目からは増額補助金が支給される。 千クローナ(約十二万六千円)であるが、三 ている場合には、同額の奨学金が与えられる。 スウェーデンは「子供は社会の共有財産で 親は十六歳までの子供に対して児童手当を

ある。 育を受ける機会が左右されるのを防ぐためで の所得水準や職業、働き方などによって、教 る制限がない。共有財産としての子供が、親 児童手当には、日本のように親の所得によ

策を通して、 している。 せるのではなく社会が負担する。育児支援施 子供にかかる費用は、個々の家計に負担さ 親ではなく、子供の権利を保障

### ⑦選択肢が豊富な保育園

①保育園 あるが、大きく次の四つに分類される。 スウェーデンの保育園の形態は実に様々で

までオープンしている。親の労働時間選択・ 短縮が一般的となり、 を預かり、原則として朝六時から夕方六時半 か午後の三時間、集団遊びなどの活動を行う ②保育園の定時制グループ(半日保育) くなりつつある。 親が働いているか否かにかかわらず、 就労、就学している親の子供(〇~六歳) 保育園の開園時間は短 午前

表一1 就学前児の保育状況		
3カ月~6歳の全就学前児童	人数	%
家庭外保育:	405,000	55
公立保育園	248,000	34
公立家庭保育室	102,000	14
私立または親の生協保育園	13,000	2
その他の私立の有料保育	22,000	3
私立の無料保育	20,000	3
親による家庭内保育:	326,000	45
親が公立の保育ママ	25,000	3
育児休暇中の母または父	179,000	24
同棲中の親(仕事か勉学中)	54,000	7
片親 (仕事か勉学中)	2,000	_
失業の親	12,000	2
自営業の親	43,000	6
その他	10,000	1
不 明	1,000	_

(出所) Statistics Sweden.

「スウェーデンの生活者社会」1993年 藤岡純一編著

#### ③公開保育室

育として「プレイグラウンド」「プレイペン」 についていることが条件となる。また一時保 専門職員はいるが、親または他の大人が子供 を連れて、保育所に遊ばせにくるものである。 がある。 育児休暇中の親や、働いていない親が子供

#### **④**家庭保育室

を育てながら、 世話を引き受けるものである。給料は市町村 基準がある)で数人の子供(一~十二歳)の 緒にする若い保育ママが増えている。 から支払われる。最近では、自分自身の子供 受けて、自宅(家の規模や環境条件に一定の 子育ての経験豊かな女性が市町村の委託を その他数人の子供の世話を一

表一2 スウェーデンの保育サービス

名 称	対 象	開所時間	内 容
保育園	両親が就労か学生の 1~6歳の乳幼児および、特別の援助を必要 とする子どもたちのための保育施設。	月曜から金曜まで、朝6時半から夕方6時まで開かれている。	子どもたちは15~18人の年齢混合のグループに分けられ、各クラスに3人の保育者が配属されている。保育料は親の収入に応じて徴収されるが、徴収基準は各自治体が決める。
半日保育	4歳〜6歳児のための 保育施設。	通常1日3時間の保育 をしている。	通常20人の子供に対して2人の子供が配属される。 午前と午後の2部制になっているところもある。
公開保育室	保育園や半日保育に通っていないすべての就学前児が対象。親か保育ママと一緒に、利用者の都合のよい時に参加できる。		目的は交流の機会や子どもの発達・教育の情報の提供、 親の質問に対する助言、子どもの活動に対する刺激の提 供等である。保育者や看護婦が配属されており、社会サ ービスセンターからの派遣訪問もあり、福祉的助言も受 けられる。子どもたちは家ではできないようなダイナミ ックな遊びができ、親たちには育児の経験交流の場とな っている。
学童保育 (余暇センター)	6,7~12歳の学童が 対象。	学校の始業時間前、放 課後、休日にも開かれ ている。	15~20人の児童に対して、遊び指導員と保育者が配属されており、基礎学校や保育園に併設されているもの、独立の施設等形態は多様である。学校が始まる前と放課後および学校の休日にも開かれている。
家庭保育室	自治体が保育ママを雇い、自分の家で、両親が就労か学生の1~12歳の乳幼児・児童を保育する。		保育する子どもの数は、自分の子どもを含めて4人までとなっている。最初は保育園不足を補う形で発足したが、今日では、短時間パートタイム労働や不規則勤務の親の需要にも応えている。保育ママは、地区ごとに5~6人の小集団を組織し、自治体からの研修を受けたり、公開保育室を通じて経験交流をはかっている。
病院の保育室	病院に入院中の子ども のための遊び場。		児童の入院病棟に併設されており、保育者がいて、入院中の子どもたちにも、平常なら保育園か余暇センターで彼らに提供されるはずのものに相当する活動に、参加する機会が与えられる。医者や看護婦と協力しながらその子の治療目的に沿って活動が提供される。
プレイグランド	家庭の親・子、保育園 からのグループ、学童 保育の子どもたち等。	年中月曜日〜金曜日、 朝9時〜夕方5時まで 開いている。	公園の一角にあり、地域の人々の有意義な出会いの場所 となっている。小屋が建っていて、遊び指導員が駐在し ている。
プレイペン	1歳半~3歳のすべて の幼児が対象。	月曜日〜金曜日の午前 中3時間開いている。	公園の一角にあり、保育者が駐在しており、子どもが保育者と遊んでいる間に、親は買い物に出かけたり、公園事務所で開催されている講習会に参加できる。
			<b>出庇・スウェーデンの出汗老社会 (1003年)</b>

出所:スウェーデンの生活者社会(1993年)

ることができる。
にあった保育形態を選択できるようになって
児に専念している親は、都合の良いときに公
児に専念している親は、都合の良いときに公
にあった保育形態を選択できるようになって

### **勿多様な保育の運営形態**

一方、ここ数年、民間保育園および学童保育の数が確実に増加している。新しい保育園 運営の形態(親の協同組合方式等)が導入され、ますます親の選択肢が豊富化している。 民営保育園の最も一般的な形である協同組 民営保育園の最も一般的な形である協同組 会方式では、親が保育活動の運営に参加し、 に対している。当然、保育料も廉価と を書き削減している。当然、保育料も廉価と

## ❷−フランスの育児支援施策

#### ⑦保育ママ制度

ので、各自治体の保健社会活動局が、子育てから四人ぐらいの乳幼児を昼間だけ預かるもの制度がある。保育ママ制度は、自宅に二人フランスでは保育施設のほかに、保育ママ

成して許可を与える。の経験のある女性を対象に研修を企画し、

養

いるかどうか監視している。 保育契約(時間、料金、食事など)は、親保育契約(時間、料金、食事など)の間で個別に柔軟に決められる。 と保育ママの間で個別に柔軟に決められる。

万円)の補助金が親へ給付される。 での子供の保育には、月に五百フラン(約四に保育ママ雇用補助手当が創設され、三歳まが負担するようになった。また、一九九〇年が負担するようになった。また、一九九〇年の子供の保育には、月に五百フラン(約四級立の認可保育ママは、雇用者として社会

#### **①家庭保育園**

保育ママたちを指導する。 に保育を組織すると、家庭保育園と呼ばれる ものになる。保育の受入れは、自治体の窓口を 態である。保育の受入れは、自治体の窓口を のになる。保育園と独立保育ママの中間形 のになる。保育園と独立保育関と呼ばれる

育する。 けではなく、それぞれの保育ママの自宅で保ともあるが、家庭保育園という施設があるわよ同で散歩や遊園地への遠足などを行うこ

親には人気がある。その理由は、①独立保

保たれること、が挙げられる。保たれること、が挙げられる。と、③それでいて、独立保育ママの持ないこと、③それでいて、独立保育ママの持ないこと、③それでいて、独立保育ママと比べて、専門家が関与し保育の質に

### 3 | 家族総合支援施策

イタリアでは、一九七五年の家庭相談所設置法に基づき、「家庭総合相談所」が設置されている。現代家族が抱える複雑多様な諸問れている。現代家族が抱える複雑多様な諸問題解決のセンターとしての機能をもっている。ここでは、家庭、家族及び年少者の問題のの準備教育と夫婦、家族及び年少者の問題のの準備教育と夫婦、家族及び年少者の問題のの準備教育と夫婦、家族及び年少者の問題ので、夫婦、個人の自由な選択のために必要なて、夫婦、個人の自由な選択のために必要なて、夫婦、個人の自由な選択のために必要なて、夫婦、個人の自由な選択のために必要なて、夫婦、個人の自由な選択のために必要なて、夫婦、個人の自由な選択のために必要なでいる。

ワーカーもいる。 住民と家庭総合相談所をつなげるコミュニティ 人科、精神衛生科なども入っている。さらに、 で受け付けている。この中には、診療所、婦 家庭に関する一切の相談を、地域のセンター